

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 8 月 1 日
【会社名】	株式会社ニコン
【英訳名】	NIKON CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役取締役社長 木村眞琴
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町 1 丁目12番 1 号
【電話番号】	03(3214)5311(案内台)
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員 財務・経理本部長 橋爪規夫
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区有楽町 1 丁目12番 1 号
【電話番号】	03(3214)5311(案内台)
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員 財務・経理本部長 橋爪規夫
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	平成24年 9 月21日
【発行登録書の効力発生日】	平成24年 9 月29日
【発行登録書の有効期限】	平成26年 9 月28日
【発行登録番号】	24 - 関東174
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 50,000百万円
【発行可能額】	50,000百万円 (50,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出した。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成25年 8 月 1 日(提出日)である。
【提出理由】	臨時報告書の訂正報告書を平成25年 8 月 1 日に関東財務局長に提出した。この臨時報告書の訂正報告書の提出により、当該書類を平成24年 9 月21日に提出した発行登録書の参照書類とする。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

【訂正内容】

表紙の「提出理由」に記載の通り。